

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月28日

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事・市区町村長等 |
| | <input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 宮崎県 |
| 3. 市区町村名 | 日向市 |
| 4. 届出番号 | 2 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 65-1 |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | http://www.hyugacity.jp/display.php?cont=170907165544 |

執行機関名 日向市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1) 法定事務 | (2) 独自利用事務 |
|------------------------------|---|--|
| 事務の名称 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 日向市母子及び父子家庭等の医療費の助成に関する条例(平成20年日向市条例第19号)による医療費助成に関する事務であって規則に定めるもの |
| 番号法別表第1の項 | 45 | |
| 番号法別表第2の項 | 65 | |
| 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分 | | 日向市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第3の項日向市母子及び父子家庭等の医療費の助成に関する条例(平成20年日向市条例第19号)による医療費の助成に関する事務であって規則に定めるもの |
| 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 児童扶養手当法第1条 | 日向市母子及び父子家庭等の医療費の助成に関する条例第1条 |
| 事務の趣旨又は目的 | 父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を給付し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする | この条例は、母子及び父子家庭等の医療費の一部を助成することにより、母子及び父子家庭等の健康の増進及び福祉の向上を図ることを目的とする |
| 独自利用事務の関連規範 | | 日向市母子及び父子家庭等の医療費の助成に関する条例 |